

標 題：

日本籍船舶で安全設備を軽減
する場合の航路付記について

NKテクニカル インフォメーション

No. : No. 285

Date: 平成 10 年 10 月 31 日

関係船主・造船所各位

すでにご承知のとおり、今年 7 月 1 日より従来、国が行っていた次に掲げる安全設備の検査を、本会が行うことになりました。

- (1)救命設備
- (2)航海設備
- (3)消防設備
- (4)灯火及び形像物
- (5)音響信号及び発光信号
- (6)水先人用昇降機
- (7)航海用刊行物
- (8)オートガス装置

上記の安全設備は、国際航海に従事しない船舶であって、航路に特別な制限があるものについては、軽減されることがありますが、この場合、軽減の程度によって、次の航路付記のいずれかが船級証書の船級符号に付記されることとなります。

- (1)n.se1：瀬戸内を航行する船舶（注 1 参照）
- (2)n.se2：区域を限定して航行する船舶（注 2 参照）
- (3)n.se3：A1 水域のみを航行する船舶（注 3 参照）
- (4)Smooth Water Service
- (5)Coasting Service
- (6)Restricted Greater Coasting Service
- (7)Greater Coasting Service

例えば、瀬戸内を航行する船舶として安全設備が軽減される場合は、船級証書に航路付記 n.se1 が船級符号の付記として表記されます。すでに CS が付記されていても n.se1 が付記されることがあります。

また、従来、船級証書上では航路制限の付記が無い場合であっても、安全設備の軽減によって、CS や SWS という航路制限が船級符号に付記されることがあります。

このような航路の制限がある船舶の安全設備の検査を受検される場合、当該船舶に対し、本会支部/事務所で要目変更証明書が発行され、本部で船級証書が発行されます。

また、安全設備の登録検査の場合には、本会の登録規則により安全設備が登録され、本会支部/事務所で要目変更証明書又は仮設備証書が発行され、本部で設備証書が発行されます。

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてればと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。
疑問についてはいつでもご相談下さい。

この場合、船級/設備証書の発行手数料は申し受けません。

上記は、1998年7月1日以降本会の検査を受検される船舶について適用されます。

本件についての不明の点がございましたら、本部検査事務部(Tel:03-5226-2032 Fax:03-5226-2030)又は最寄りの支部/事務所にお問い合わせ下さい。

注1. 瀬戸内を航行する船舶とは、船舶救命設備規則第77条第2号に定められた船舶として建造されたものをいう。

船舶救命設備規則第77条第2号

沿海区域を航行区域とする船舶であって、その航行区域が瀬戸内（危険物船舶運送及び貯蔵規則第6条の2の3第3項の瀬戸内をいう。）に限定されているもの

危険物船舶運送及び貯蔵規則第6条の2の3第3項にいう瀬戸内；

和歌山県田舎崎から兵庫県淡路島生石鼻まで引いた線、同島門崎から徳島県大磯崎間で引いた線、愛媛県佐多岬から大分県関崎まで引いた線、福岡県門司崎から山口県甲山まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域をいう。

注2. 区域を限定して航行する船舶とは、船舶救命設備第77条3号に定められた船舶として建造されたものをいう。

船舶救命設備規則第77条第3号

第57条第2項又は第69条第2項第1号の船舶

船舶救命設備規則第57条第2項

沿海区域を航行区域とする第二種船であってその航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で二時間以内に往復できる区域に限定されているものには、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、救命艇又は救命いかだに代えて救命浮器又は救命浮環を備えることができる。

船舶救命設備規則第69条第2項第1号

航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で二時間以内に往復できる区域に区域に限定されているもの。ただし、管海官庁が差し支えないと認める場合に限る。

注3. A1水域のみを航行する船舶とは、船舶安全法施行規則第1条第10項に定められた船舶として建造されたものをいう。

船舶安全法第1条第10項

A1水域とは、当該水域において海岸局との間でVHF無線電話により連絡を行うことができ、かつ、海岸局に対してVHFデジタル選択呼出装置により遭難呼出しの送信ができる水域（湖川を除く。）であって告示で定めるもの及び1974年の海上における人命の安全のための国際条約に加盟している外国の政府が定めるものをいう。

以上